

委員会の設置について（案）

平成 2 1 年 月 日
国土審議会政策部会決定

国土審議会政策部会の調査審議の円滑化を図るため、別紙設置要綱により、国土審議会政策部会に委員会を置く。

広域自立・成長政策委員会設置要綱(案)

平成21年	月	日	国土審議会政策部会決定
平成21年	月	日	国土審議会首都圏整備部会決定
平成21年	月	日	国土審議会近畿圏整備部会決定
平成21年	月	日	国土審議会中部圏整備部会決定

(設置)

- 1 国土審議会政策部会、首都圏整備部会、近畿圏整備部会及び中部圏整備部会に各部会共通の広域自立・成長政策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

- 2 委員会は、広域ブロックの自立的発展、成長基盤システム、大都市圏制度等に関する政策のあり方について調査審議し、その結果を各部会に報告する。

(招集)

- 3 委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の開催)

- 4 委員会は、委員会委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

ただし、委員長は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員会委員に送付し、その意見を徴することをもち、会議に代えることができる。

(議事の公開)

- 5 委員会の会議は公開するものとし、その議事録は速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 6 5のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(ワーキングチームの設置)

- 7 委員会に、その定めるところにより、集中的に検討すべき事項を調査させるためのワーキングチームを置くことができる。
- 8 ワーキングチームに属すべき委員、特別委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 9 ワーキングチームに、座長を置き、ワーキングチームに属する委員、特別委員又は専門委員のうちから委員長が指名する。
- 10 座長は、ワーキングチームの事務を掌理する。

(庶務)

- 1 1 委員会の庶務は、国土交通省国土計画局広域地方整備政策課において処理する。

(雑則)

- 1 2 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は、平成21年 月 日から施行する。

集落課題検討委員会設置要綱(案)

平成21年 月 日
国土審議会政策部会決定

(設置)

- 1 国土審議会政策部会に集落課題検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

- 2 委員会は、高齢化が進む過疎集落の機能維持・経済基盤の再構築等のために講ずべき施策のあり方について調査審議し、その結果を政策部会に報告する。

(招集)

- 3 委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の開催)

- 4 委員会は、委員会委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

ただし、委員長は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員会委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

- 5 委員会の会議は公開するものとし、その議事録は速やかに公開するものとする。
ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 6 5のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(庶務)

- 7 委員会の庶務は、国土交通省国土計画局総合計画課において処理する。

(雑則)

- 8 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は平成21年 月 日から施行する。